

小松法人会 だより



第121号

令和4年1月1日発行



発行者：公益社団法人 小松法人会
編集：広報委員会
地域：小松市・加賀市・能美市・能美郡
事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内
TEL0761-24-2624 FAX0761-23-3825
E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp

新春のごあいさつ

令和4年の年頭に当たり、新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大からほぼ2年、昨年も感染拡大がおさまらず、仕事の仕方、業務形態の変更にと大変ご苦労されたことと思います。当法人会も行事の運営方法の変更等により会員の皆様には大変ご不便、ご迷惑をお掛けいたしました。会員の皆様方をはじめ役員各位並びに税務当局及び関係団体各位の深いご理解と温かいご支援を頂きながら運営できましたことに心から感謝申し上げます。

さて、一昨年は感染拡大を受け中止された全国規模で開催される法人会の全国大会、全国女性フォーラム、全国青年の集いが、参加者の健康面・安全面への万全な対策を講じての現地参加又はリモートとの併用等による参加など、「新しいカタチの大会」として開催されるなど、法人会の事業活動も徐々に再開しております。また、我が国においては、ワクチンの接種等により、感染が落ち着いている中で、新たな変異株の感染拡大が懸念されますが、経済・社会活動も着実に再開され、回復の兆しを見せております。

なお、本年は「寅年」で相場格言では「千里を走り」の年といわれ、「虎は千里を走る」の故事成語に因んで、相場が大きく躍動する年になるそうです。また、「成長」や「始まり」の年でもあり、令和3年は前年から続いて、感染拡大が私達の生活に大きな影響を与えたことで、新しい業種・業態等が拡大しております。令和4年はこれらの新しい芽が「成長する」、新しい日常が「始まる」年になってほしいと願っております。

ところで、当法人会は、公益社団法人として、地域の健全な発展等のために公益事業を主体とした事業への実践に組織一丸となって取り組んでまいりました。

令和4年におきましても、より一層公益社団法人として、租税教室、社会貢献活動、講演会活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に、感染症対策等を踏まえた「新しいカタチ」での取組を模索しながら、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方には、本年も法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝及び会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、税務当局及び関係団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会
会長

小前田 彰



《石川県からのお知らせ》

法人県民税法人税割の超過課税のお知らせ

石川県では、法人県民税法人税割について超過課税を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済情勢を踏まえ、超過税率を令和5年1月31日までに終了する事業年度分については2分の1(0.8%→0.4%)にする軽減措置を講じることとしております。

◎適用期間 令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分

◎法人税割の税率 適用税率 1.8%(標準税率 1.0% 超過税率 0.8%)

〔令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する各事業年度分〕
適用税率 1.4%(標準税率 1.0% 超過税率 0.4%)

◎対象となる法人 次のいずれかに該当する法人

- ①資本金又は出資金の額が1億円を超える法人
- ②法人税額が1,000万円を超える法人
- ③相互会社

《お問い合わせ先》 石川県金沢県税事務所 TEL: 076-263-8832

石川県総務部税務課 TEL: 076-225-1271



県税キャラクター
直之くん

年頭のごあいさつ



小松税務署長
大竹口 茂隆

令和4年の新春を迎え、公益社団法人小松法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、皆様方には、平素より税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜っており、この紙面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

小松法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組み、租税教育活動をはじめ、各種研修会等の開催や充実に努められるなど、積極的に活動を展開しておられます。

これもひとえに、小前田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御熱意と御努力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済社会や技術環境が急速に変化する中、国税当局におきましても「税務手続のデジタル化」「税務相談の充実」などの納税者サービスの充実に向けた施策を実施しております。

具体的には、マイナポータルを活用した確定申告手続や年末調整手続の電子化、納付手段のキャッシュレス化などを推奨しており、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して、更なる納税環境の整備に取り組んでおります。

税務相談についても、チャットボット(ふたば)の導入や国税庁ホームページの掲載情報の充実など、ICTを活用して更なる利便性の向上に努めております。

また、消費税の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」については、今後、事業者の皆様が制度の導入に向けて円滑に準備できますよう、周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく、令和3年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

税務署では、御自宅から「国税庁ホームページ確定申告書作成コーナー」で作成した申告書をe-Taxで送信していただくことをお勧めしております。御自身のマイナンバーカードとマイナンバーカードの読取に対応したスマートフォンやパソコンがあれば、e-Taxを利用した申告書の作成・送信ができます。

なお、確定申告に関する質問等がある方は、国税庁ホームページにおいて、チャットボット(ふたば)が会話形式で質問にお答えします。

会員の皆様方には、御自身の申告に加えて、御家族及び社員の方々の確定申告にも、e-Taxの御利用を周知していただければ幸いです。

結びに当たりまして、小松法人会のますますの御発展と、新しい年が会員皆様方及び御家族の方々にとりまして、穏やかで幸多き年となりますようお祈り申し上げまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



(令和3年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税) (個人事業者)の申告と納税は正しくお早めに

申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は

3月15日(火)

振替利用者の振替納付日

4月21日(木)

消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は

3月31日(木)

振替利用者の振替納付日

4月26日(火)

令和3年度 通常総会・各支部役員会の開催について



第10回通常総会 (於：ホテルビナリオKOMATSUセントレ)



加賀支部役員会
(於：加賀商工会議所)



小松支部役員会
(於：ホテルビナリオKOMATSUセントレ)



能美支部役員会
(於：能美市寺井地区公民館)

第10回通常総会

公益社団法人小松法人会は、令和3年6月11日(金)、ホテルビナリオKOMATSUセントレにて、第10回通常総会を開催しました。

議事では、令和2年度の事業報告及び収支決算の審議が行われ満場一致で承認され、その後、令和3年度の事業計画及び収支予算が報告されました。また、任期満了に伴う役員改選では、理事51名(うち新理事7名)と監事2名が選任されました。

なお、第1回理事会(書面決議)において、会長及び副会長が再任されました。新しく選任された理事は次の方々です。

【新理事】

- 鹿田 稔夫 小松計測(株)
- 中野英太郎 (株)中野粧業社
- 西 功太郎 (株)丸西組
- 元 良典 元合織(株)
- 元田 雅博 コマニー(株)
- 山内 勇 (株)ヤマウチ産業
- 新滝 英樹 (株)ホテルゆのくに

支部役員会

令和3年10月13日(水)に小松支部、10月19日(火)に能美支部、10月27日(水)に加賀支部と順次支部役員会を開催しました。各支部役員会において組織の現状と会員増強の推進及び福利厚生制度の推進等について話し合い、役員間の意識の共有が図られました。

法人会全国大会

岩手大会(オンライン開催)

第37回法人会全国大会「岩手大会」が10月7日(木)、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み盛岡会場と全法連会館からライブ配信するオンライン形式での開催となりました。

大会は、第1部でアイリスオーヤマ(株)の大山健太郎代表取締役会長の「ユーザーイン経営」と題した記念講演が行われ、第2部の式典では小林栄三全法連会長の主催者挨拶、大鹿行宏国税庁長官等の来賓挨拶の後、「令和4年度税制改正に関する提言」の報告等が行われ、式典は終了しました。

行動する法人会

税制改正要望活動

小松法人会では、令和3年9月21日全法連理事会で決議され、前掲の全国大会で報告された「令和4年度税制改正に関する提言」の内容を基に作成された「令和4年度税制改正に関する提言書」を11月15日(月)に小松市及び能美市、11月19日(金)に加賀市の各市長及び各市議会議長に提出して陳情活動を行いました。

また、同日には当地区選出の佐々木紀衆議院議員に対しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。

令和4年度 税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、財政改革の実現を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!



加賀商工会議所会員大会記念講演会



小松商工会議所会員大会特別講演会



川北町経済講演会

開催日	商工会議所名等	講師・演題
12月1日(水)	川北町商工会(川北町文化センター)	(株)ii(い)代表取締役 お金をかけずに地元客をガッチリ掴む 「地域密着型の集客」
11月26日(金)	小松商工会議所(小松商工会議所)	(株)小松製作所 代表取締役会長 大橋 徹二氏 『創立100周年を迎えた コマツの現況と今後の展望』
10月29日(金)	加賀商工会議所(ホテル・アローレ)	信州大学特任准教授・ニューヨーク州弁護士 山口 真由氏 『世界の潮流 日本の選択』 『アフターコロナの日本』

本年度の地域社会への貢献事業として講演会は、小松法人会と各商工会議所共催による左記の三つの講演会の実施となりました。多数の方の聴講ありがとうございました。当日は、各会場において「消費税インボイス制度Q&A」をはじめとする税に関する各種の小冊子等を希望者に無料で配付しました。

各商工会議所・商工会との共催による講演会の実施

地域社会貢献活動

女性部会だより

法人会全国女性フォーラム 『新潟大会』に参加

女性部会（森里枝部会長）では11月16日（火）に新潟市において「『新しい形、新潟から。』〜新時代 令和に羽ばたく女性の力〜」を大会テーマに開催された第15回法人会全国女性フォーラムに6名が参加しました。

大会は第1部は宮田亮平氏（長岡造形大学客員教授）による記念講演が行われ、第2部大会式典では租税教室等の事例発表等が行われて式典は終了しました。



青年部会だより

法人会全国青年の集い 『佐賀大会』に参加

青年部会（道場幹雄部会長）では、11月25日（木）・26日（金）に佐賀市において「つなぐ 維新のちから 輝ける大切な未来へ」をスローガンに、第35回法人会全国青年の集いがコロナ禍ということ、現地参加人数の制限、リモートの併用による「ハイブリッド開催」として開催され、道場部会長以下7名が参加しました。

11月25日（木）は部長会サミット（パネルディスカッション）、26日（金）は「租税教育活動プレゼンテーション」及び「健康経営大賞」ファイナリスト事例紹介並びに大会式典において大会宣言・大会旗伝達が行われ二日間の大会を終了しました。



小松法人会のホームページを見よう!!

(公社)小松法人会のホームページは、税に関するホットな情報や記事が満載

- ※行事予定及び各種研修会並びに講演会のご案内
- ※「インターネットセミナー」を無料で閲覧
- ※「法人会自主点検チェックシート」の掲載
- ※「e-TAX」関連情報の掲載



<http://komatsu.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

小松法人会

検索

租税教育活動

○小学生の「租税教室」(8校15回)を開催

小松法人会(青年部会、女性部会)では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学六年生を対象に租税教室を開催しています。

授業では会員が税に関するアニメやクイズを織り交ぜながら税金の仕組みや使い道について、パワーポイントを使って分かりやすく説明すると、子供たちは身近のいろいろなところに多くの税金が使われていることに驚きながらも、税金の大切さについて真剣に学んでくれました。



租税教室(青年部会)

租税教室の実施状況

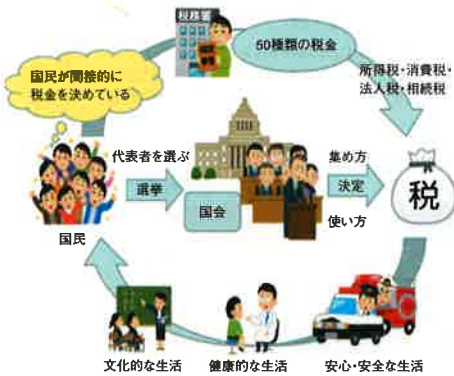
◇女性部会

開催日	学校名
11月5日(金)	河南小学校(1回)
12月7日(火)	橘小学校(1回)
12月21日(火)	錦城小学校(2回)

◇青年部会

開催日	学校名
11月10日(水)	芦城小学校(3回)
11月18日(木)	粟生小学校(2回)
12月9日(木)	片山津小学校(1回)
12月14日(火)	作見小学校(2回)
12月16日(木)	山代小学校(3回)

【税金と国民のかかわり】



税務研修会等

小松法人会では、感染症拡大防止対策を講じて、新設法人説明会、決算期別説明会等を開催しております。本年度は、年末調整説明会並びにコロナ禍で中止していた税務研修会を開催したところ、多数ご参加いただきました。ありがとうございました。



令和3年分 年末調整説明会 (於：小松商工会議所)

寄贈



☆小松市、加賀市、能美市、川北町の各図書館に大人の方にも税に対する理解を深めてもらうように図書を寄贈いたしました。



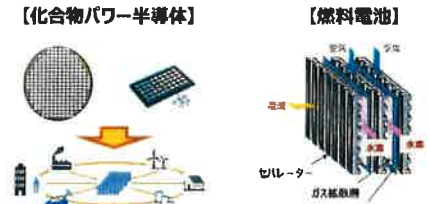

令和3年度税制改正 法人税

(1-1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設 (所得税・法人税・法人住民税・事業税) 新設

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- このため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。計画認定制度に基づき、**①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置***する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、後述のDX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要 【適用期限：令和5年度末まで】

	①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
対象	<p>○温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p><措置内容> 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p><製品イメージ> 【化合物パワー半導体】 【燃料電池】</p> 	<p>○事業所等の炭素生産性（付加価値額/エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※） ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。</p> <p><炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%</p> <p><計画イメージ></p> 

(1-2) DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設 (所得税・法人税・法人住民税・事業税) 新設

- ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、**デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）**を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠。
- このため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。部門・視点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、**DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（5%/3%）又は特別償却30%を措置する。**

制度概要 【適用期限：令和4年度末まで】

認定要件	<p>デジタル(D)要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① データ連携・共有 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保） <p style="text-align: center;">&</p> <p>企業変革(X)要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全社の意思決定に基づくものであること（取締役会等の決議文書添付等） ② 一定以上の生産性向上などが見込まれること等 	税制措置の内容														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象設備</th> <th style="width: 30%;">税額控除</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">or</th> <th style="width: 30%;">特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ソフトウェア</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">or</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>・ 繰延資産*1</td> </tr> <tr> <td>・ 器具備品*2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5%*3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">or</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>・ 機械装置*2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合</p> <p>※ 投資額下限：売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 （300億円を上回る投資は300億円まで） ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで</p>	対象設備	税額控除	or	特別償却	・ ソフトウェア	3%	or	30%	・ 繰延資産*1	・ 器具備品*2	5%*3	or	30%	・ 機械装置*2
対象設備	税額控除	or	特別償却													
・ ソフトウェア	3%	or	30%													
・ 繰延資産*1																
・ 器具備品*2	5%*3	or	30%													
・ 機械装置*2																

(出典：経済産業省「令和3年度税制改正について」)

令和3年度税制改正 納税環境整備

(1) 税務関係書類における押印義務の見直し

○政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止します。
(参考) 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とします。

税務関係書類の分類		押印の要否
原則	(1)全般(例:確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書)	不要
例外	(2)担保提供関係書類(例:不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書)	要
	(3)遺産分割協議書(例:相続税・贈与税の特例における添付書類)	

※上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印義務については存置とします。

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

○経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化します(令和4年1月1日以後適用)。

帳簿等
改正前

電子帳簿等保存



- 税務署長の事前承認が必要
- 検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要

改正後

- 税務署長による事前承認を廃止。
- モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、電子データのまま保存することが可能。
- 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、インセンティブにより差別化(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乘せして65万円)。

受領する請求書等

改正前



- 税務署長の事前承認が必要
- 紙原本による確認が必要なため、その処理のために出勤が必要
- 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難
- 保存データに対する高度な検索機能を確認できない場合は紙での保存が必要

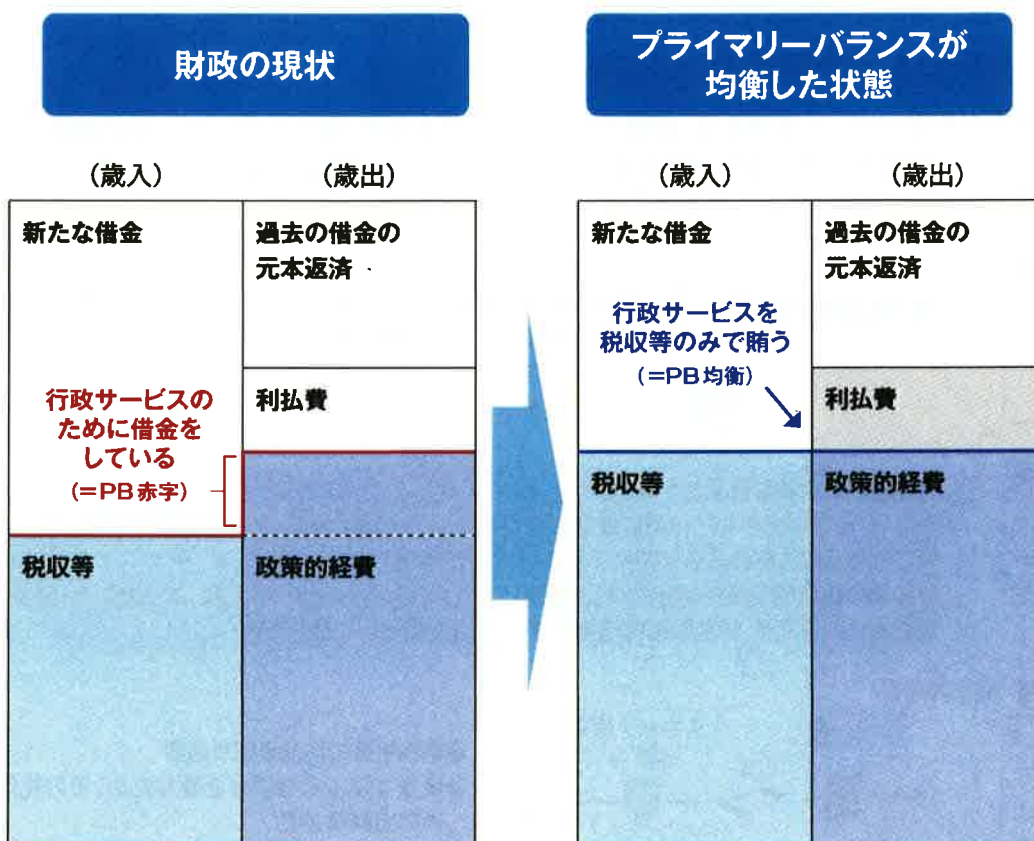
改正後

- 税務署長による事前承認を廃止。
- 紙原本による確認の不要化(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- 電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算。
- タイムスタンプ付与までの期間を最長約2カ月以内に統一。
- 検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定するとともに、一定の小規模事業者については不要化。

財政のお話し

☕ プライマリーバランスとは何か

- プライマリーバランス (PB) とは、社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費 (政策的経費) を、税金等で賄えているかどうかを示す指標です。現在、日本のPBは赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況です。



我が国の2021年度の一般会計予算案で考えてみると、
 「政策的経費」とは、歳出総額から国債費の一部を除いた83.4兆円、
 「税金等」とは、歳入総額から公債金を除いた63.0兆円であり、
 PBは20.4兆円の赤字になっています。



(注) 2021年度の政策的経費には新型コロナウイルス感染症対策予備費 (5.0兆円) が含まれており、その分だけPBの赤字が増加することに留意。



令和3年度 納税表彰受賞者

金沢国税局長表彰



小前田 彰氏
(於：小前田運輸(株) 本社)

令和3年度納税表彰において、小松法人会から金沢国税局長表彰(法人会功績)1名、小松税務署長表彰(法人会功績)3名の方がそれぞれ選ばれました。

本年も昨年同様に、新型コロナウイルスの影響で、例年「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせ行われている納税表彰式典が中止となり、個別に金沢国税局課税部 南部法人課税課長、大竹口小松税務署長から各表彰者に表彰状が授与されました。

表彰を受けられた方々は、法人会の発展に尽力され、その活動を通じて多年にわたり納税道義の高揚と正しい税知識の普及、申告納税制度の発展に功績のあった方々です。

多年にわたる功績を称えて

小松税務署長表彰



竹内 和良氏
(於：竹内電気工事(株) 本社)



駒谷 康文氏
(於：駒谷工業(株) 本社)



今出 真稔氏
(於：(株)今出電気商会 本社)

《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告・共通納税のお知らせ

エルタックス
eLTAX

石川県及び県内すべての市町では、地方税の申告手続・納税手続を、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じてインターネットで行うことができます。

自宅やオフィスから、複数の地方公共団体へ一度に申告・納税することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間

8:30～24:00 (土日祝日、年末年始を除く。なお、繁忙期には休日開放される場合があります。)

◎対象税目

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税含む)、個人県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人市町村税、個人住民税(給与支払報告書等)

※電子申告を行った申告情報や特別徴収税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができます。

《eLTAXについてのお問い合わせ先》

地方税共同機構

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

よくある質問 <https://eltax.custhelp.com/>



<インボイス制度> 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書(インボイス)を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります。



e-Taxによる登録申請手続

<事前準備>






e-Taxの利用には、電子証明書(マイナンバーカードなど)が必要となりますので、事前に取得をお願いします(マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。)



<登録申請手続>



電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式(画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ)		帳票形式(書面と同様)
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ ^(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。



e-Taxソフト(WEB版)及びe-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

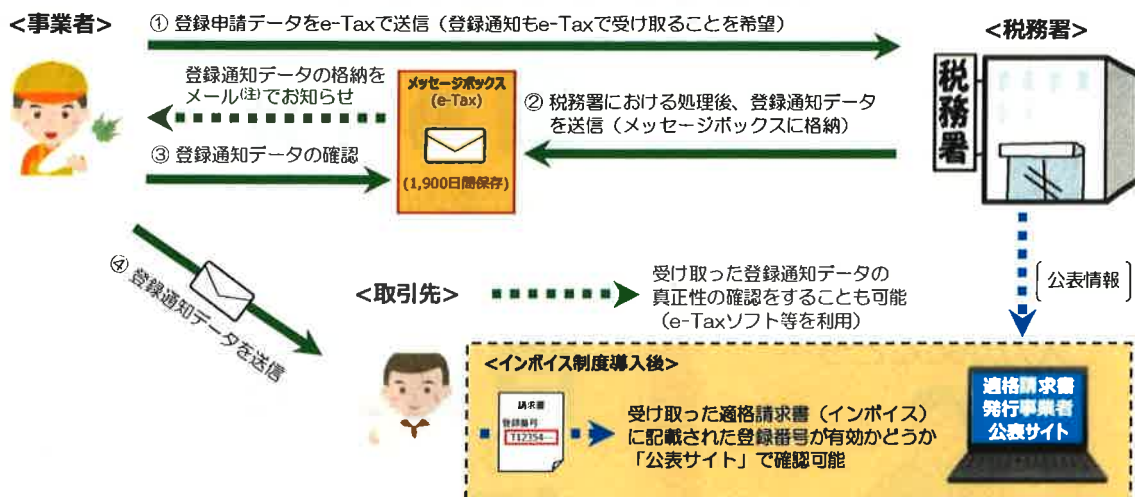
操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(WEB版\)ver.\)](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(SP版\)ver.\)](#)

インボイス制度
特設サイト



登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！



(注) 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901 【受付時間】 9:00~17:00
 (ナビダイヤル (有料)) (土日祝及び年末年始を除く。)

- ※1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。
- ※2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



<マイナポータルAPに関するお問い合わせ>

- マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178 【受付時間】 (平日) 9:30~20:00 (年末年始を除く。)
 (無料) (土日祝) 9:30~17:30

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

- 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553 【受付時間】 9:00~17:00
 (無料) (土日祝及び年末年始を除く。)

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら 自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



入力がめんどろ…



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



会社が休めない…



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

法人会のご案内

税を味方に、 強い経営を。



法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



「税制改正に関する提言」を
国・地方自治体に行っています

ビジネスにも役立つ多彩な
出会いのチャンスを提供します

著名な講師による講演会や
インターネットセミナーを開催しています

会員企業だけでなく経営者や従業員も
利用できる福利厚生制度が揃っています

法人会とは…

**70年を超える歴史を有し、
約75万社が加入する団体です!**

昭和22年(1947年)に法人税はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状況から、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。

このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。

法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

社会に貢献する法人会!

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。今後ともその歴史を継承し、国や社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的な事業やそれぞれの地域に密着した活動を展開しています。

経営に差がつく! 税の知識が身につく! 人脈がひろがる!

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、セミナーや情報誌などを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。

とくに、企業の健全経営を支える税の知識については、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。

これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を拡げることができます。

租税教育活動・税の啓発活動を
積極的に行っています

地域に密着した貢献活動で
社会のお役に立っています

企業の人材教育や経営支援のための
各種研修会を開催しています

活動への参加が会員相互の絆を深め
組織力を生み出す源となります

法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで
FAX(0761-23-3825)にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

変更届

公益社団法人
小松法人会 御中

令和 年 月 日

所在地
法人名
代表者名
電話

印

	旧	新
商号変更		
住所変更	〒	〒
代表者変更	役職名 氏名	役職名 氏名
その他の変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

公益社団法人 小松法人会 事務局

小松市園町二の1 小松商工会議所内

電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825

E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp